

<広報広聴検討会議> 平成20年12月26日、出席委員3名

●条例の趣旨、理念

- ・まちづくり基本条例は町役場だけではなく、町民による任意団体等も従わなければならないのか。町民の団体として理解しておく必要がある。

●女性の参加

- ・クオータ制については、議会では難しいが審議会では可能だろう。

●改革策定への参加過程

- ・「準都市計画」の策定など、まちづくり基本条例の第〇条に基づいてやっているというのが見れば良い。住民にも行政職員にも分かるようにしてほしい。条例についても職員研修も必要だ。

●町民による評価制度

- ・基本条例に行政評価の文言があるならやらなければならない。怠っていることへの罰則はないにしても、書いてあるのにやっていないのは町の憲法としてどうか。
- ・全国をリードしてきた条例なので、評価についてどうしてもできないのか説明責任がある。

<情報公開審査会> 平成21年1月22日開催、出席委員5名

●外国籍住民の参加

- ・参加というより、「外国籍住民も住みやすい町」といった言葉を条例に追加できないか。
- ・特に定住性を重視すべきで、そうした人たちからの要求を放置しておく町の不利益が大きくなる。外国語版ガイドブック作成など、多少のコストでごみ処理などがスムーズに進むのであれば対応を優先すべき。
- ・例えば、小学校に進学する外国籍家庭の児童を対象に日本語トレーニングのボランティアを募るなど、町の中での協力体制（ボランティア情報提供）を組んでみてはどうか。
- ・外国人研修生の相談窓口も必要では。
- ・町の広報誌も外国語版をつくとよい。

●高齢者、障がい者、児童への配慮

- ・人権を守る視点で、虐待などがないようにするといった姿勢を出せないか。

●公益通報者保護

- ・公益通報に対し対処していく、通報者を保護していくという姿勢を条例に規定することに意味がある。